

ミニカーの在り方に関する検討会について

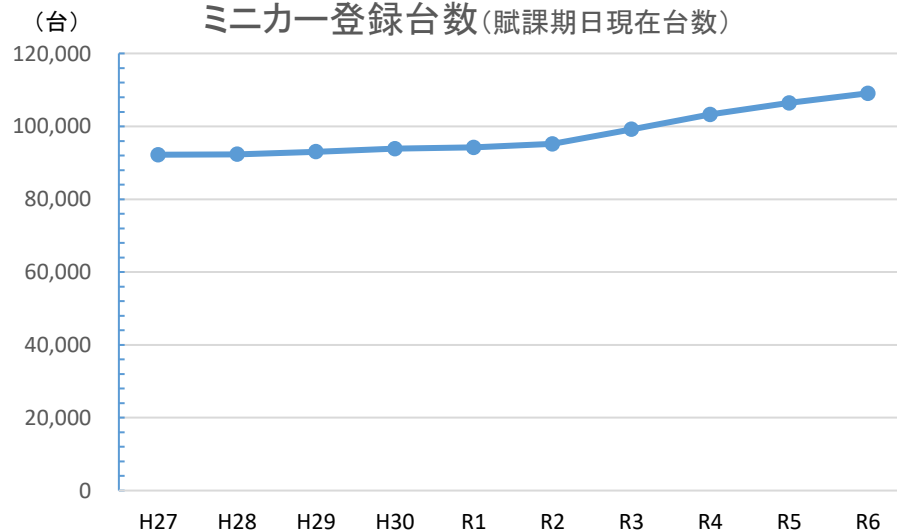
令和8年3月26日（木）
第1回 事務局説明資料

ミニカーの概要

ミニカーの概要

- ミニカーは、道路交通法上、「普通自動車」に区分される車両の一種であり、道路運送車両法上は「原動機付自転車」に区分される。
- 近年ミニカーの登録台数は増加傾向にあり、令和6年3月末現在、ミニカーの登録台数は約11万台となっている。
- 令和3年の道路交通法施行令の改正により、ミニカーの最大積載量が90kgに引き上げられたことを踏まえ、トヨタ車体・コムスは配送業務にも広く活用されている。

【ミニカー登録台数の推移】



出典)総務省HP「市町村税課税状況等の調」より作成

【ミニカーに区分される車両の例】



トヨタ車体・コムス



タジマ・T-mini



リーンモビリティ・Lean3



出典: <https://cart.blaze-inc.co.jp/shopdetail/000000000165/ct8/page1/recommend/>



出典: <https://www.kawasaki-motors.com/ja-jp/motorcycle/noslisu/3-wheeled-vehicle/noslisu-new>



出典: ntk-r.com

ミニカーの法令上の取扱い

- ミニカーは道路運送車両法上「原動機付自転車」に区分され、車体の大きさや安全基準は一種原付と同じ。
- ミニカーの乗車定員は1名、最大積載量は90kg(道路交通法施行令第22条)。

道路交通法上の 「普通自動車」

道路交通法上の 「原動機付自転車」

	普通自動車	軽自動車	ミニカー	一種原付
最大排気量 最大定格出力	—	50cc～660cc —	(四輪) 20cc～50cc 0.25kw～0.60kw ※	(四輪) ～20cc ～0.25kw ※
道路運送車両法 上の車両区分	自動車 ・車検が必要 ・衝突安全試験が必要		原動機付自転車 ・車検が不要 ・衝突安全試験が不要	原動機付自転車 ・車検が不要 ・衝突安全試験が不要
	普通自動車	軽自動車 (全長3.40m 全幅1.48m 全高2.00m)	第一種原動機付自転車 (全長2.50m 全幅1.30m 全高2.00m)	第一種原動機付自転車 (全長2.50m 全幅1.30m 全高2.00m)
乗車乗員	自動車検査証に記録された人数		1人	1人
	—	一般に4人		
最大積載量	自動車検査証に記録された最大積載量		90kg	30kg
	—	一般に350kg		

※ 最大排気量～50cc、最大定格出力～0.60kWで、二輪の車又は以下の構造を有する三輪以上の車は一般原動機付自転車に区分される。

- ①側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、 ②車室を備えず、かつ、輪距が50cm以下の三輪以上の車
輪距が50cm以下である三輪の車



出典：
<https://www.honda.co.jp/GYRO/>



出典：
<https://www.honda.co.jp/GYRO/>

ミニカーの乗車定員及び最大積載量に関するこれまでの経緯

現行規定の内容

- ミニカーの乗車定員は1名、最大積載量は90kg(道路交通法施行令第22条)

これまでの経緯

- 昭和50年台後半、外見上も走行実態も普通自動車と同様の「原動機付自転車」が増加したことを受けて、昭和59年に道路交通法施行令及び道路交通法施行規則を改正し、これらの車両を「ミニカー」として道路交通法上の普通自動車と区分し、その運転には普通免許を要することとした。なお、低排気量・低出力のミニカーに2名以上乗車すると、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあることから、その走行性能を踏まえ、その乗車定員を1名、最大積載量を30kgに規定。
- 平成30年、事業者からミニカーの最大積載量(当時30kg)の緩和要望を受け、自動車安全運転センターにおいて調査研究を実施し、低排気量・低出力のミニカーであっても、積載物の重量が90kg程度であれば、十分な走行性能を確保でき、交通の安全と円滑に支障を及ぼさないことを確認。
- 令和3年、道路交通法施行令の改正により、ミニカーの最大積載量を90kgに引き上げ(令和3年6月28日施行)。
- その他、平成30年に保安基準が改正され、道路運送車両法上の三輪及び四輪の原動機付自転車(道路交通法上のミニカー)に関する座席ベルトの装備義務化等、外国人観光客らが運転する公道カートの安全対策が強化。

ミニカーの交通ルール等

- ミニカーは、道路交通法上、「普通自動車」に区分され、普通免許が必要。
- 高速自動車国道及び自動車専用道路は、道路運送車両法上の自動車のみが通行する道路であり、ミニカーは通行不可。
- ミニカーは、道路運送車両法上、三輪又は四輪の原動機付自転車に区分され、またがり式の座席以外は運転者席用にシートベルトを備えなければならないこととなっており※、道路交通法第71条の3第1項に基づき、運転者にはその装着が義務づけられている。
※平成30年に保安基準が改正され、公道を走行するカートの安全基準が強化された。

道路交通法上の 「普通自動車」

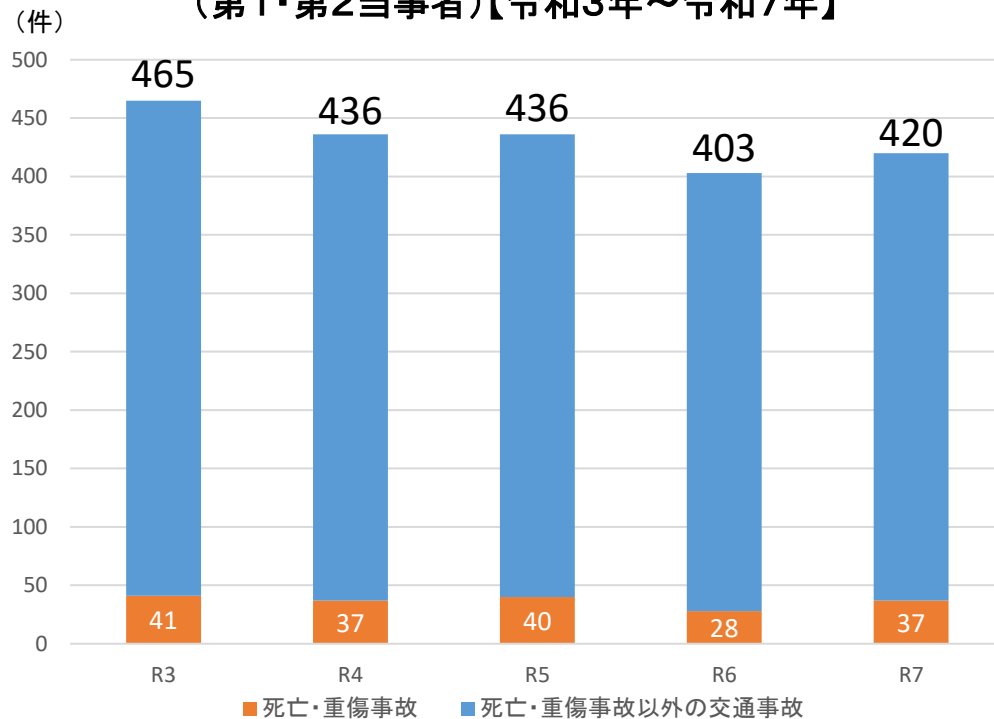
道路交通法上の 「原動機付自転車」

	普通自動車	軽自動車	ミニカー	一種原付
道路運送車両法上の車両区分	自動車		原動機付自転車	原動機付自転車
主な交通ルール	・普通免許 ・法定速度(一般道)60km/h ・小回り右折		左同	・原付免許 ・法定速度(一般道)30km/h ・二段階右折
通行空間	高速自動車国道等通行可		高速自動車国道等通行不可	高速自動車国道等通行不可
シートベルト	全席着用義務あり		またがり式の運転者席を除き 運転者席着用義務あり	着用義務なし
ヘルメット	着用義務なし		左同	着用義務あり

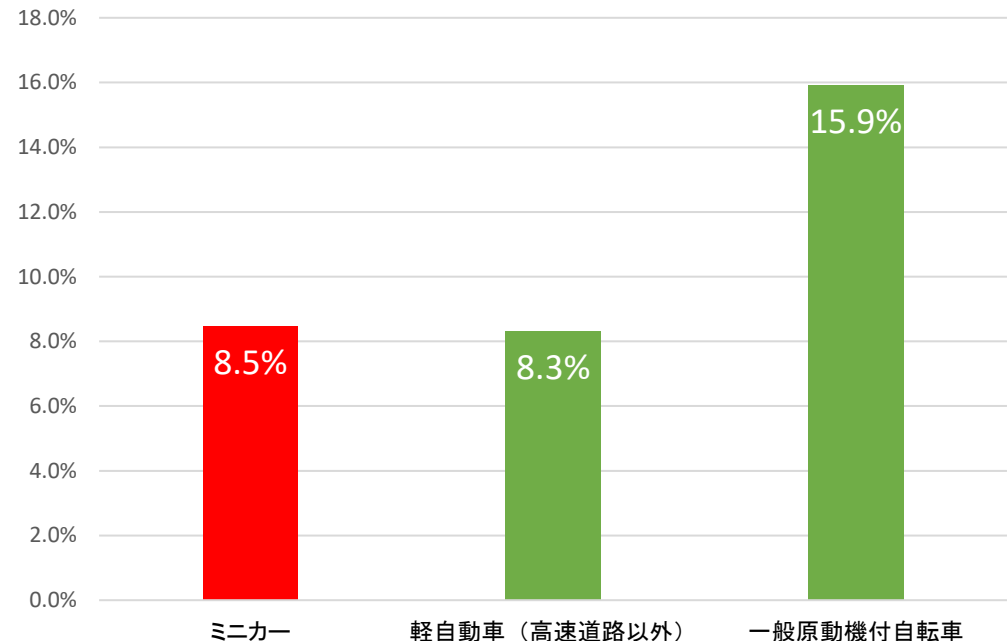
ミニカーが関係する交通事故の発生状況

- 令和7年中にミニカーが関係する交通事故は420件発生しており、死者は4名、重傷者は33名。
- ミニカーが関係する交通事故の死亡・重傷事故率は一般原動機付自転車と比較して低く、高速道路以外走行中の軽自動車と同程度となっている。

ミニカーが関係する交通事故件数の推移
(第1・第2当事者)【令和3年～令和7年】



当事者別死亡・重傷事故率※の比較
(第1・第2当事者)【令和3年～令和7年の合計】
※交通事故件数に占める死亡・重傷事故件数の割合



注1 事故件数は、各当事者が第1又は第2当事者となった事故を計上した。ただし、各当事者相互の事故は1件とした。

注2 死傷者数は、各当事者が第1当事者又は第2当事者となった事故における第3当事者を含む全ての当事者の死傷者数を計上し、相互事故の場合の死傷者数は除した。

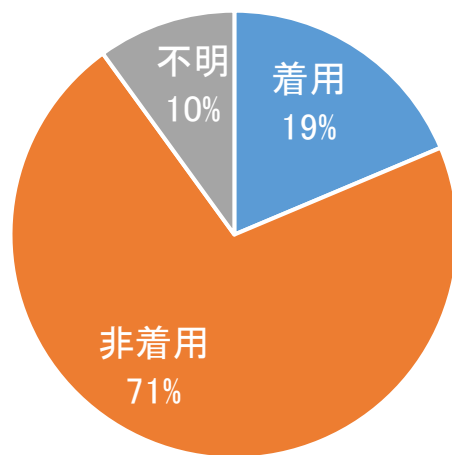
注3 令和5年の一般原付は、一般原付及び特定小型原付をいう。

注4 数値は、単位未満で四捨五入してあるため、合計等が内訳の数値と一致しない場合がある。

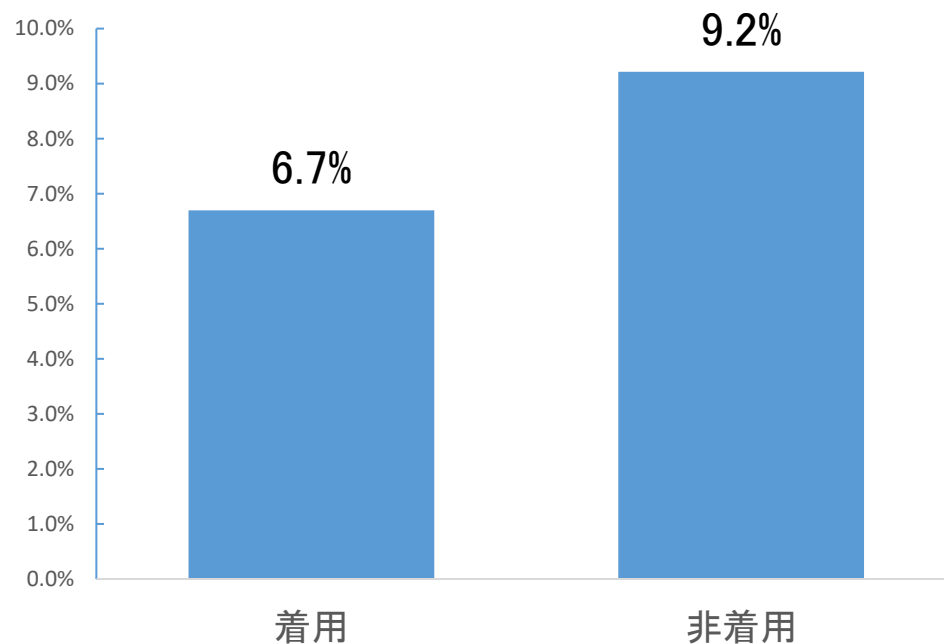
ミニカーが関係する交通事故の発生状況（シートベルト着用・非着用別）

- ミニカー（道路運送車両法上の三輪又は四輪原動機付自転車）については、平成30年の保安基準の改正により、またがり式の運転者席以外の運転者席のシートベルト着用が義務付けられている。
- 令和3年から令和7年までに発生したミニカーが関係する交通事故におけるミニカーの運転者のシートベルト着用率は19%であり、シートベルト非着用時の死亡・重傷事故率は着用時の約1.4倍

ミニカーに関係する交通事故における
ミニカーの運転者のシートベルト着用状況
（第1・第2当事者）【令和3年～令和7年の合計】



ミニカーの運転者のシートベルト着用・非着用別
死亡・重傷事故率
（第1・第2当事者）【令和3年～令和7年の合計】



注1 事故件数は、各当事者が第1又は第2当事者となった事故を計上した。ただし、各当事者相互の事故は1件とした。

注2 死傷者数は、各当事者が第1当事者又は第2当事者となった事故における第3当事者を含む全ての当事者の死傷者数を計上し、相互事故の場合の死傷者数は除した。

注3 数値は、単位未満で四捨五入してあるため、合計等が内訳の数値と一致しない場合がある。

ミニカーの在り方に関する検討会の開催概要

現状及び課題

- 低排気量・低出力の車両に2名以上乗車すると、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、ミニカーの乗車定員は1名と規定されている（道路交通法施行令第22条）。
- ミニカーの走行性能は向上しており、2名乗車しても道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれのないミニカーも開発されているとの声もある。
- 海外でも、低排気量・低出力の2名乗り小型EVが開発されている。
- 他方、ミニカーに区分される車両の構造（車輪数、車室の有無等）や使用目的（配達業務利用、観光利用、日常利用等）は様々であり、車両によっては2名以上乗車すると道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある。
- 道路交通の安全と円滑を担保しつつ、道路交通をめぐる情勢の変化に対応したミニカーの在り方を検討する必要がある。



検討会開催概要

ミニカーの在り方に関する検討会を開催し、道路交通の安全と円滑を担保しつつ、道路交通をめぐる情勢の変化に対応したミニカーの在り方について、有識者、関係事業者、関係省庁等により検討することとする。